

第2次沖縄県伝統工芸産業振興計画

昭和 62 年 9 月

沖 縄 県

はじめに

本県における伝統工芸産業は、地域産業・経済のみでなく教育・文化の発展に大きく寄与してきました。その中でも観光資源としての需要や、国際化の進展に伴う文化交流としての役割は、重要なものとなっています。

一方、伝統工芸に対する消費者のニーズは、個性化、高級化、用途の多様化など質的变化が進行しています。消費者が必要とする製品を供給していくためには、より高度な伝統的技術を独創的・現代的なアイデアやデザインに發揮させるなど長期的展望に立った対策が求められています。

しかしながら、伝統工芸の業界は、後継者の確保難、機械產品との競合や技術革新の進展等に伴う厳しい事態に直面しています。このような伝統工芸産業をめぐる内外の諸課題の解決を図るため、第2次沖縄県伝統工芸産業振興計画を策定し、本県の伝統工芸産業が目指す方向を見極め、その長期的な展望に立った目標達成に必要な諸施策を明らかにしました。

今後、県としてはこの計画に掲げる諸施策を実効あらしめるため、積極的に取り組んでいく所存ですが、市町村をはじめ産地事業協同組合、関係業界の皆様方もこの計画の主旨を十分御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本計画の策定に当たり、熱心な御審議を賜りました沖縄県工芸産業振興審議会の委員及び専門委員の皆様に対し、ここに深甚なる敬意を表し感謝申し上げる次第であります。

昭和62年9月

沖縄県知事 西 銘 順 治

目 次

第1章 総 説

1 計画作成の意義	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 主要指標	2

第2章 計画の基本方向

1 計画の理念	4
2 計画の基本目標	4
3 基本的課題	5
4 振興方針	6

第3章 主 要 施 策

1 後継者の確保及び育成	9
2 技術又は技法の継承及び改善	10
3 原材料の確保及び研究	10
4 経営の近代化	11
5 製品開発	12
6 流通対策	13
7 環境保全及び福利厚生	14
8 試験研究指導体制の整備	14
9 沖縄工芸列島ゾーンの形成	15

第4章 重 要 施 策

1 沖縄県伝統工芸館（仮称）の建設	16
2 沖縄県伝統工芸産業振興基金（仮称）の創設	17

むすび 18

参考資料

(1) 諒問書	19
(2) 答申書	20
(3) 沖縄県工芸産業振興審議会委員名簿	22
(4) 沖縄県工芸産業振興審議会専門委員名簿	22
(5) 諒問事項に係る審議の経緯	23
(6) 沖縄県伝統工芸産業振興条例	24
(7) 沖縄県工芸産業振興審議会規則	27

第1章 総 説

1 計画作成の意義

本県の伝統工芸産業の振興については、伝統工芸の伝統性の保持、独自性と創意工夫を基本とし、その自立的発展を図るため、「第1次沖縄県伝統工芸産業振興計画」等に基づき、総合的な諸施策を講じ、生産基盤等の面で相当の成果をあげてきた。

ところが、最近の伝統工芸産業をとりまく環境は、国際化、高度情報化へと進展するなど社会情勢の変化に加えて、技術革新、経営の近代化等の解決すべき問題が多く、厳しい状況にある。

一方、近年、伝統工芸品は質的豊かさが見直され、観光資源としても活用されており、さらに国際交流の一環として文化交流なども求められている。また、伝統工芸産業は、地域文化・経済の活性化及び雇用効果等に重要な役割を果たしている。

今後、伝統工芸産業は、これらの特性を積極的に活用しその自立的発展を図り、地域経済社会の発展に資する上からも重要であると考えられる。

このような情勢にかんがみ、第2次沖縄県伝統工芸産業振興計画については、第1次計画の問題点と課題を踏まえつつ、新たに総合的観点に立って将来展望を行い、本県の伝統工芸産業が目指す方向を見極め、具体的施策の在り方を明らかにし、同施策の推進に努める必要があるため、ここにこの計画を策定する。

2 計画の性格

この計画は、第2次沖縄振興開発計画に示されている伝統工芸産業振興の基本方針に沿い、また、沖縄県伝統工芸産業振興条例（昭和48年10月13日条例第72号）第10条に基づいて策定されるものである。したがって、県においては、伝統工芸産業振興施策の基本的指針となるものであり、市町村においては、施策の指針となるものである。また、業界にあっては、その努力すべき方針を示すものである。

3 計画の期間

この計画の期間は、昭和62年度から昭和66年度までの5か年とする。

4 主要指標

伝統工芸産業の主要指標については、目標年度である昭和66年度までに生産高を100億7千1百万円とし、従事者数は3,527人とする。

なお、品目別の目標は次のとおりである。

(1) 生産高

(単位: 百万円)

品名 年 度	実績		計画
	昭和60年度	昭和66年度	
織物	1,864	2,644	
陶器	1,060	1,682	
漆器	590	791	
紅型	587	931	
その他	2,535	4,023	
合計	6,636	10,071	

(2) 従事者数

(単位: 人)

品名 年 度	実績		計画
	昭和60年度	昭和66年度	
織物	2,008	2,386	
陶器	412	454	
漆器	197	218	
紅型	166	208	
その他	219	261	
合計	3,002	3,527	

第2章 計画の基本方向

1 計画の理念

近年、伝統工芸は、高度経済成長による生活環境、社会状況等の変化によって時代の価値観及び認識が変わり、消費者のニーズも多様化してきたため、「伝統性」と「現代性」が強く求められるようになりつつある。そこで、その保持・保存に加えて、創造性のある伝統工芸の発展を目指すことを目的とした「創造性豊かな伝統工芸の継承・発展」を計画の基本理念とする。

2 計画の基本目標

1. この計画においては、伝統工芸の特性を積極的に生かしつつ、業界の近代化、製品の開発などを図り伝統工芸産業の「活性化」を行う。
2. また、伝統工芸の生産体制を充実・強化し、将来、地域経済の発展に貢献する「産業化」への進展に努める。
3. さらに、諸外国との交流を行い、技術・技法及びデザイン分野の開拓、製品の用途研究、市場の拡大等に努め、「国際化」を進めることとする。

3 基本的課題

伝統工芸品は、それぞれの地域の風土や生活の中ではぐくまれ、独自の工夫・改良等が加えられながら発展を続けてきた。現在では、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき国の指定を受けた伝統的工芸品が本県には10品目あり、また、県の条例により指定された伝統工芸製品は4種14品目ある。これらの伝統工芸品は、各地域の経済・文化等に寄与し、重要な産業として成長している。

しかしながら、伝統工芸産業界は、従事者の高齢化、若年従事者の定着難、技術革新の後れ、原材料の確保難、流通の近代化の後れ等に伴う厳しい事態に直面している。その上事業所のほとんどが零細企業であり、生産基盤もぜい弱なため、これらの当面する諸課題を解決するためには、自助努力に加え、産・官・学の協力体制を確立する必要がある。

また、今後の伝統工芸産業を振興する上では、市場の動向、国際化・高度情報化社会の進展など社会情勢の激しい変化を的確に把握することが重要な課題となっており、その対応策が求められている。

一方、伝統工芸は、手作りの持つ独特で個性的な良さが見直されている半面、消費者ニーズの多様化に対応できる積極的な取り組みが要求されている。

4 振興方針

伝統工芸産業の振興は、次の方針の下に推進していくこととする。

第1に、後継者の確保及び育成について

伝統工芸産業界は、後継者の育成・確保が最大の課題となっている産地が多い。したがって、将来、業界の中核となる人材育成を図るとともに、伝統性の保持に努めつつ工芸産業として発展していくために必要な諸施策を講ずる。

第2に、技術又は技法の継承及び改善について

伝統工芸産業産地技術振興事業等に基づき、総合的な諸事業が実施され、関係機関の努力と相まって相当の成果をあげてきた。

しかしながら、従事者の高齢化、熟練技術者の減少等により技術・技法の保存が困難な状況に直面している。

このため、伝統工芸の技術・技法に関する研修、研究を図るとともに、品質の維持・改善及び向上に努める。

第3に、原材料の確保及び研究について

近年、原材料の減少、価格の高騰、生産者の減少等により、入手が困難になってきている。このような状況に対応するため、長期的な視野に立った原材料の安定確保に努めるとともに、原材料の調査、研究開発を推進し、品質の向上を図る。

第4に、経営の近代化について

伝統工芸産業は、小規模零細企業が多く、経済力がせい弱であり、事業活動に支障を来す場合も少なくない。このような状況に対応するため、生産の合理化・近代化を図るとともに、産地組合組織の強化や経営意識の高揚及び経営管理の合理化を推進する。

第5に、製品の開発について

消費者のニーズを的確に把握しつつ、伝統的技術・技法を生かした新製品の開発に努める。

第6に、流通対策について

伝統工芸産業の流通構造が複雑であるため、製品販売のあい路となっている。このようなことから流通の近代化に努めるほか、新たな流通ルートの開発を図る。

第7に、環境保全及び福利厚生について

伝統工芸産業に従事する職人の作業意欲・作業能率、精神衛生、環境安全衛生等を図るため、作業環境の改善及び福利厚生の充実に努める。

また、産地地域の環境保全に必要な調査・研究を促進する。

第8に、試験研究指導体制の整備について

公的試験研究機関の充実を図り、伝統工芸産業の技術・技法の保持・保存に加え、消費者ニーズの多様化、産業の高度技術化等技術革新の進展に伴う対応に努める。

第9に、沖縄工芸列島ゾーンの形成について

各産地の伝統工芸産業のもつ特性を生かし、地域経済の発展、地域文化の形成、伝統工芸産業の活性化を目指し、沖縄工芸列島ゾーンを形成する。

第10に、重要施策について

沖縄県伝統工芸館（仮称）の建設及び沖縄県伝統工芸産業振興基金（仮称）を創設することにより、伝統工芸産業の振興発展を図るものとする。

なお、以上の振興方針は、伝統工芸品及び産業工芸品に対して適用するものである。

第3章 主要施策

1 後継者の確保及び育成

伝統工芸は、時代の変化に応じて技術・技法に工夫改良を加えながら優れた伝統工芸品にと成長してきた。伝統工芸品の振興を図る上で最も重要なことは、優秀な技術を保持する従事者の確保である。

しかしながら、近年、伝統工芸産業の後継者は、若年労働力が都市及び他産業等へ流出するなどのため、その確保は困難になっている。

このため、後継者の確保に当たっては、各種の講習会、講演会等を開催し啓蒙普及を進めるとともに、給与・福利厚生の待遇改善及び作業環境の改善などの労働条件の環境整備を促進する。

また、後継者の育成については、伝統工芸会館、共同作業場等を効果的に活用するとともに、沖縄県工芸指導所等の試験研究機関と連携をより密にするなどその充実強化に努める。

さらに、伝統工芸産業後継者育成貸与資金の拡充を図り、伝統工芸産業の後継者育成及び確保に努める。

そのほか、琉球大学、県立芸術大学、地元高校等との交流を図り人材の育成に努める。

2 技術又は技法の継承及び改善

伝統工芸産業の技術・技法は、近隣諸国の影響を受けながら長い歴史の中で培われ、職人のたゆまざる努力によって発達し、その地域の土壤から生まれた手仕事として脈々と今日に受け継がれている。

しかしながら、各産地においては、技術者の高齢化、熟練技術者の減少、後継者の確保難の問題に直面し、伝統的な技術・技法の保存・継承が困難になりつつある。後継者の確保を図るために、産地と関係機関の協力の下に各産地の実情に応じた諸施策を強力に講ずる必要がある。

このため、中堅技術者を対象とした産地技術振興事業を推進し、産地が抱えている技術・技法上の課題や改善すべき事項に対処する。

また、沖縄県工芸指導所等の試験研究機関を拡充・強化し、技術指導等の技術振興施策を計画的に進め、伝統的かつ現代的・創造的な技術・技法の向上に努める。

さらに、記録・文献の収集、作業工程の記録フィルムの作成などを促進し、技術・技法の保存に努める。

そのほか、諸外国との交流を促進し技術の向上を図る。

3 原材料の確保及び研究

原材料は、伝統工芸を振興するうえで重要な役割を果たしている。しかしながら、その確保については最近、原材料の減少、価格の高騰、生産者の減少等によって入手が困難になっているもの

がある。

したがって、今後は長期的な視野に立った原材料確保計画の樹立や公的試験研究機関における研究開発が必要である。

このため、原材料の確保については、琉球藍葉及び苧麻手紡糸の生産奨励事業を推進するとともに、糸芭蕉・苧麻の栽培ほ場の整備、手紡技術者の育成、養蚕業との連携、植物染料の計画的植裁、新種染料の研究開発及び漆器木地材のデイゴ、エゴノキなどの計画的植裁を促進し、原材料の安定供給を図る。

また、公的試験研究機関における原材料の研究開発を進め品質の向上を図るほか、新しい原材料開発に努める。

そのほか、共同購買事業を充実し、原材料の価格対策に努める。

4 経営の近代化

伝統工芸産業の経営基盤については、各種の施策が講じられてきたが、未だ十分ではなく、全般的に生産力、経済力、経営力等が弱く近代化、合理化が立ち後れているなどの面がある。

したがって、国際化、高度技術化等へと進展しつつある現状に対応するためには、伝統工芸産業の経営の近代化が重要となっている。

このため、事業協同組合等の組織機能の拡充を強力に推進し、経営の合理化・近代化を図るほか各種振興金融資制度を活用し、資金対策に努める。

また、産地の抱えている課題の対応策及び経営意識の高揚を図るため、産地振興キャンペーン、シンポジウムの開催、経営診断

等を積極的に推進する。

さらに、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づいて、伝統的工芸品の指定を促進し伝統工芸産業の振興に努める。

このほか、先端技術、消費者サービス、産地状況等各部門・分野についての情報提供ができるニューメディアの開発導入を促進する。

5 製品開発

近年、経済の高度成長に伴い、大量生産、大量消費の風潮の中で物質的にも恵まれ生活の洋風化が進み、一方、消費者の価値観にも変化がみられ伝統工芸に対する需要の構造はますます高度化・多様化している。

このような状況の中で伝統工芸品は、伝統的な図柄、機能、品質、形を踏まえつつ現代感覚を取り入れたデザインの導入や消費者のニーズにあった製品開発が求められている。

このため、製品開発に当たっては、公的試験研究機関や財団法人沖縄県工芸振興センター等の協力の下に、産業デザイン振興事業を促進するとともに、日本優秀デザイン商品開発事業等に参加し製品開発を進める。

また、異業種間の交流を促進し、伝統工芸の技術・技法を駆使した製品開発に努め、新規需要の開拓を図る。

このほか、産地の製品開発に関する現状認識と課題を明らかにするため、工芸産業振興シンポジウム、工芸産業デザイン開発事業等を推進する。

6 流通対策

伝統工芸産業の流通経路は複雑多岐な形態になっているため、その近代化を図ることは大きな課題である。

そのためには、円滑な流通体制の確立を目的とした流通システム開発を行うとともに、多様な宣伝、広報活動の展開や市場開拓事業、展示事業、流通実態調査等を推進する。

また、伝統的工芸品産業振興協会をはじめ、他団体が主催する展示会等に協賛参加し、市場開拓・需要の拡大を図る。

さらに、伝統工芸品の声価を高め消費者の購入の便に供するため、検査事業、表示事業の充実を図る。

特に、財団法人沖縄県工芸振興センターは、伝統工芸産業の振興を促進する上で中核的な役割が強く求められているので、同センターにおける流通、商品管理、企画等の機能の拡充・強化を図る。

また、沖縄県伝統工芸館（仮称）及び沖縄県伝統工芸産業振興基金（仮称）の管理など効果的な運営に努める。

そのほか、伝統的工芸品月間全国大会の開催誘致及び中国・東南アジア博覧会（仮称）を開催し、伝統工芸の全国規模の宣伝、諸外国との交流、観光の振興、県経済の活性化を図る。

7 環境保全及び福利厚生

伝統工芸産業の作業場は、作業環境の整備が後れているところが多く、従事者の勤労意欲、作業能率、安全衛生等を考慮した対策が不十分な状態にある。

したがって、良好な環境を確保するため、作業環境の改善を促進する。

また、地域環境の調査研究を進めその保全に努めるとともに、地域住民との調和を図る。

福利厚生については、レクリエーション、健康診断、社会保険加入、慶弔共済事業等を促進し、従事者の健康管理及び勤労意欲の向上を図る。

そのほか、従事者に誇りと励みを与えるため、永年勤続従事者、優秀技術者、叙勲褒賞等の表彰事業の参加に努める。

8 試験研究指導体制の整備

伝統工芸産業を取り巻く技術革新の状況は、高度化、多様化しており、その対応が求められている。

したがって、試験研究機関の役割は今後ますます重要となる。このため、産地と試験研究機関等との連携を密にし、指導体制の充実強化を図るとともに、次の事業を行う。

第1に、工芸技術に関する試験研究を実施する。

第2に、技術又は技法の継承・改善・向上として、産地技術指導、技術者研修事業及び講習会等を実施する。

第3に、デザインの振興として、デザイン開発を推進する。

第4に、流通対策として、製品化指導、商品化指導、メッセージ化指導をする。

第5に、情報提供として、「技術ニュース」等を発行して情報を提供する。

9 沖縄工芸列島ゾーン（仮称）の形成

伝統工芸品は、各地域の地理的条件を生かし、地域住民や従事者の努力と愛情によってはぐくまれ、現在では10市21町村で生産され、その市町村の重要な特産品として位置づけられ成長している。

沖縄工芸列島ゾーン（仮称）の形成は、それぞれの産地の特性を生かしたうえで産地をいくつかのゾーンに分類し、沖縄全域を工芸列島として位置づけるものである。

したがって、沖縄工芸列島ゾーン（仮称）の形成は、各産地の伝統工芸産業のもつ特性を保護・育成し、伝統工芸産業の活性化、地域経済の振興、地域社会の発展に寄与するものである。

このため、伝統工芸団地化を進めるとともに、新しい産業集積の構築を推進するための新地場産業推進モデル事業を促進する。

また、同構想の推進に当たっては有機的に結合する手段として「沖縄県伝統工芸館（仮称）」を活用する。

さらに、産地状況や伝統的工芸品に対する理解を深めるため、伝統的工芸品月間全国大会事業を促進し、県民生活への浸透を図る。

第4章 重 要 施 策

1 沖縄県伝統工芸館（仮称）の建設

本県の伝統工芸産業界は、規模の零細性、後継者の不足、流通経路の未整備等幾多の問題があり、その解決は重要な課題となっている。

したがって、各産地を有機的に結合し、伝統工芸産業発展の拠点としての沖縄県伝統工芸館（仮称）の建設が必要である。

このため、業界と行政の意思の疎通を図り、生産、技術指導、販売、市場開拓、宣伝等の部門を包含する総合的な機能を有する施設として、沖縄県伝統工芸館の建設計画を進め伝統工芸産業の振興発展を円滑に推進する機関とする。

なお、同伝統工芸館の内容及び利用計画は次のとおりである。

- (1) 管理部門は、会館の管理運営業務及び伝統工芸に関する啓蒙・宣伝活動等を行う。
- (2) 情報部門は、内外資料の収集・閲覧・情報誌の発行、映画・スライドの製作等を行う。
- (3) 展示部門は、常設展示室、特別展示室、実演室を設置し、伝統工芸品の紹介・普及等を行う。
- (4) 教育研究部門は、後継者育成のための研究教育、工芸教室、講演会等を行う。
- (5) 販売部門は、各産地の伝統工芸品の販売、市場開拓等を行う。

2 沖縄県伝統工芸産業振興基金（仮称）の創設

伝統工芸産業は、生産体制のせい弱、業界の不況等により、経営環境が厳しく、幾多の課題を抱えている。

このような課題等に積極的に対応すべく産地の自立を促すための事業運営資金を確保する必要がある。このため、沖縄県伝統工芸産業振興基金（仮称）の創設を推進する。

なお、同基金による事業は次のとおりである。

- (1) 後継者の確保・育成助成事業
- (2) 技術又は技法の継承・改善事業
- (3) 原材料の確保・研究助成事業
- (4) 製品開発助成事業
- (5) 流通対策助成事業
- (6) 情報・調査事業
- (7) その他伝統工芸産業の振興に必要とされる事業

むすび

この計画は、第1次沖縄県伝統工芸産業振興計画の結果を総点検し、今後の伝統工芸産業の在り方についてその基本方向を明らかにするとともに、振興施策の方針を示したものであります。

この計画達成のためには、市町村、産地事業協同組合、関係業界等、それぞれの分担に応じた努力とその協力を必要といたします。

また、本計画の推進に当たっては、基本理念である「創造性豊かな伝統工芸の継承・発展」を踏まえ、伝統工芸の「活性化」、「产业化」、「国際化」の基本目標の実現に努め、本県の経済・文化に寄与する伝統工芸産業の振興発展の確立を図るものとします。

参 考 資 料

- 1 諒 問 書
- 2 答 申 書
- 3 沖縄県工芸産業振興審議会委員名簿
- 4 沖縄県工芸産業振興審議会専門委員名簿
- 5 諒問事項に係る審議の経緯
- 6 沖縄県伝統工芸産業振興条例
- 7 沖縄県工芸産業振興審議会規則

1 詮 問 書

沖縄県諮問商第1号

沖縄県工芸産業振興審議会

沖縄県工芸産業振興条例第10条第3項の規定に基づき、沖縄県伝統工芸産業の振興を図るため、沖縄県伝統工芸産業振興計画の策定について、諮問します。

昭和62年2月26日

沖縄県知事 西 銘 順 治

2 答 申 書

商工審第6号

昭和62年7月27日

沖縄県知事 西 銘 順 治 殿

沖縄県工芸産業振興審議会

会長 安次富 長 昭

第2次沖縄県伝統工芸産業振興計画の 案の答申について

昭和62年2月26日付け沖縄県諮問商第1号をもって諮問のあった第2次沖縄県伝統工芸産業振興計画（案）については、当審議会で慎重審議した結果、昭和62年7月13日に開催した沖縄県工芸産業振興審議会において適当との結論を得たので、別添のとおり答申します。

なお、これまでの審議過程で特に論議された事項について、下記のとおり意見をまとめましたので、計画の実施等に当たっては、格別に配慮されることを要望します。

記

1. 創造性豊かな伝統工芸の継承・発展を図るとともに、伝統工芸の活性化、産業化、国際化に必要な諸施策を強力に推進すること。
2. 伝統工芸産業の継承・発展を図るため、後継者の確保・育成対策を講じ、一層の人材育成に努めること。

3. 生産の合理化、消費者ニーズに対応しうるよう技術の革新を図るとともに、研究指導機関との連携及び組織等の充実強化に努めること。
4. 伝統工芸産業の先導となる（財）沖縄県工芸振興センターの機能拡充強化を図ること。
5. 伝統工芸産業の自立的発展を目指す観点から、沖縄県伝統工芸産業振興基金（仮称）の創設を計画推進すること。
6. 沖縄県伝統工芸館（仮称）の建設設計画を進め、伝統工芸産業振興の拠点として業界と行政の意思の疎通を図り、その発展に努めること。
7. 各産地の伝統工芸産業のもつ特性を生かしたうえで、沖縄全域を工芸列島として位置づける沖縄工芸列島ゾーン（仮称）を形成し、その事業促進に努めること。
8. 伝統的工芸品月間全国大会の開催誘致及び中国・東南アジア博覧会（仮称）の開催を推進すること。
9. 各産地の流通機能及び製品開発を円滑に推進するため、ニューメディアの開発導入を促進するとともに、産地における高度情報化体制の確立に努めること。
10. この計画の実効性を確保するため、強力な財政措置を講ずること。

3 沖縄県工芸産業振興審議会委員

氏名	代表区分	現職名
安次富 長 昭	学識経験	琉球大学教授
大城 志津子	"	"
大城 精 徳	"	工芸研究家
前田 孝 允	"	前田漆芸アトリエ代表
赤嶺 千壽	"	沖縄県婦人連合会会长
平 良 邦 夫	"	沖縄物産センター社長
佐久本 尚哉	関係業界	沖縄県工業連合会副会長
高江洲 育 男	"	沖縄県伝統工芸団体協議会会长
宮里 定 三	"	沖縄県観光連盟会長
尚詮	"	沖縄県中小企業団体中央会会长
中村 孫 吉	"	琉球紺事業協同組合理事長
名渡山 愛 擧	"	琉球びんがた事業協同組合理事長
若林 俊一郎	関係行政機関	沖縄総合事務局通産部長
饒波 正之	"	沖縄県商工労働部観光文化局長

4 沖縄県工芸産業振興審議会専門委員

氏名	現職名
照屋 善義	沖縄県工業試験場窯業室長
玉村 康裕	沖縄県陶器事業協同組合専務理事
宜保 道之	琉球漆器事業協同組合専務理事
新垣 吉紀	沖縄県工芸指導所次長
ルバース・ミヤヒラ吟子	那覇伝統織物事業協同組合理事
小橋川 順市	教育庁文化課文化振興係長
西 幸子	琉球びんがた事業協同組合理事
渡名喜 明	教育庁文化課主任専門員
岸 本 一夫	グラフィックデザイナー
洲 鎌 朝夫	匠設計代表

5. 諸問事項に係る審議の経緯

審議会等	期日	時間	場所	審議内容
第1回沖縄県工芸産業振興審議会	昭和62年2月16日	午後3時～5時	庁議室	1. 第1次沖縄県伝統工芸産業振興計画の総点検結果の報告 2. その他
第2回沖縄県工芸産業振興審議会	昭和62年2月26日	午後3時～5時	自治会館 (10階中会議室)	1. 諸問及びその背景と県の考え方 2. 今後のスケジュール及び審議の進め方にについて
第1回沖縄県工芸産業振興審議会 専門委員会	昭和62年3月19日	午後3時～5時	東町会館 (401会議室)	1. 第2次沖縄県伝統工芸産業振興計画の策定について 2. 意見交換
第2回沖縄県工芸産業振興審議会 専門委員会	昭和62年5月7日	午後2時～4時	東町会館 (401会議室)	1. 第2次沖縄県伝統工芸産業振興計画の検討 2. その他
第3回沖縄県工芸産業振興審議会 専門委員会	昭和62年5月27日	午前10時～午後4時	東町会館 (503会議室)	1. 第2次沖縄県伝統工芸産業振興計画の報告案について 2. その他
第3回沖縄県工芸産業振興審議会	昭和62年6月25日	午後1時30分～3時	海邦会館 (4階Bホール)	1. 第2次沖縄県伝統工芸産業振興計画(案)の検討について 2. 今後のスケジュールについて
第4回沖縄県工芸産業振興審議会	昭和62年7月13日	午後4時～5時	海邦会館 (3階芭蕉の間)	1. 第2次沖縄県伝統工芸産業振興計画(案)の答申について 2. その他
答申	昭和62年7月27日	午後3時30分	新垣副知事室	・第2次沖縄県伝統工芸産業振興計画(案)について て答申

6 沖縄県伝統工芸産業振興条例

(昭和48年10月13日 沖縄県条例第72号)

(目的)

第1条 この条例は、伝統工芸品を生産する地場産業（以下「伝統工芸産業」という。）の振興を図るとともに伝統工芸品の品質の維持及び改善を行ない、もって地域の振興と伝統工芸品の声価を高めることを目的とする。

(指定)

第2条 知事は、本県の伝統工芸産業によって生産された製品を規則で定めるところにより伝統工芸製品として指定する。

2 知事は、前項の指定に当っては、あらかじめ沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第1条の規定に基づき設置された沖縄県工芸産業振興審議会（以下「審議会」という。）の意見をきかなければならない。

(標示)

第3条 伝統工芸製品の製造を業とする者（委託による加工の場合は委託者という。以下「製造業者」という。）は、知事の許可を受けて当該製品に伝統工芸製品であることの標示をすることができる。

2 前項の標示に関し必要な事項は、規則で定める。

3 第1項の許可を受けた者でなければ、何人も、その製品に伝統工芸製品であることの標示をし、又はこれと紛らわしい標示をしてはならない。

(検査)

第4条 製造業者は、規則で定める伝統工芸製品についてこの条例の定めるところにより県が行なう検査を受けなければならない。

(検査基準)

第5条 知事は、検査基準として伝統工芸製品の性質及び品位に関する規格を定めるものとする。

(検査員)

第6条 検査は、知事が任命し、又は委嘱する検査員が知事の定める検査基準に従い実施する。

2 検査員は、その職務を行なう場合には、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(検査済票)

第7条 検査員は、検査に合格した伝統工芸製品に対しては、規則で定めるところにより格付の標示をし、又は検査済票を交付しなければならない。

(検査手数料)

第8条 検査を受ける者は、製品1点につき50円の範囲内で規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

(報告及び立入調査)

第9条 知事は、検査の実施に関して必要があると認めるときは、製造業者及び伝統工芸製品の販売を営む者に対し、必要な報告を求め、又は検査員その他の職員に工場その他事業所に立ち入り、必要な調査を行なわせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行なう職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(振興計画)

第10条 知事は、伝統工芸産業の振興を図るために必要な基本となるべき計画（以下「振興計画」という。）を策定しなければならない。

2 振興計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 伝統工芸製品の品質の維持、改善、開発及び生産技術の向上並びに設備の改善等に関する事項。
- (2) 原材料の確保及び供給体制の確立に関する事項。
- (3) 工芸村に関する事項
- (4) 流通に関する事項
- (5) 技術者、技能者等の養成に関する事項
- (6) 従業員の福祉向上に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、伝統工芸産業の振興に必要な事項

3 知事は、第1項の振興計画の策定に当たっては、あらかじめ審議会の意見をきかなければならない。

(技術者等の養成)

第11条 県は、伝統工芸産業の振興を図るため、技術者及び技能者並びにその後継者の養成に努めなければならない。

(補 助)

第12条 県は、伝統工芸産業の振興を図るため必要があると認めるときは、市町村、製造

業者又はその団体に対して予算の範囲内で補助をすることができる。

(資金の融通)

第13条 県は、伝統工芸産業の振興を図るため、製造業者又はその団体若しくは原材料の生産業者が必要とする事業資金の融通及びそのあっせんに努めなければならない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰 則)

第15条 第3条第3項及び第4条の規定に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

2 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、1万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和49年2月1日から施行する。
- 2 第4条の規則で定める伝統工芸製品を所有する販売業者は、当該製品についてこの条例の施行後6月を限り、この条例による検査を受けることができる。

7 沖縄県工芸産業振興審議会規則

(昭和47年12月21日 沖縄県規則第199号)

(改正 昭和49年10月14日 沖縄県規則第 60号)

(改正 昭和53年10月 2 日 沖縄県規則第 51号)

(趣 旨)

第1条 この規則は沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第2条の規定に基づき、沖縄県工芸産業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員その他の構成員及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審議会は委員20人以内で組織する。

(委員の委嘱又は任命)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係業界を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

(任 期)

第4条 委員（関係行政機関の職員のうちから任命される委員を除く。）の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行なう。

(会 議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の議長となる。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(専門委員)

第6条の2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(部 会)

第6条の3 審議会に、陶器、漆器、織物、紅型及びデザインの各部会を置き、委員及び専門委員で組織する。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

(幹 事)

第8条 審議会に幹事を置き、商工労働部観光・文化局工芸産業課長をもってあてる。

(庶 务)

第9条 審議会の庶務は、商工労働部観光・文化局工芸産業課において処理する。

(雑 則)

第10条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 则

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第1回の審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 则 (昭和49年10月14日規則第60号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 専門委員の任期については、改正後の沖縄県工芸産業振興審議会規則第6条の2の規定にかかわらず、昭和49年に委嘱又は任命される者に限り、昭和50年1月21日までとする。

附 則（昭和53年10月2日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。